

山口県地域グリーンニューディール基金事業
(環境やまぐち省エネ事業所普及促進事業)補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県地域グリーンニューディール基金事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について、山口県補助金等交付規則(平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。)、平成21年度地域環境保全対策費等補助金交付要綱及び地域グリーンニューディール基金事業実施要領(平成21年7月10日付け環政計発第090710002号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、国の平成21年度地域環境保全対策費等補助金の交付を受けて、県が山口県地域グリーンニューディール基金を造成し、この基金を活用することによって、県内の民間事業者が地球温暖化問題等の喫緊の環境問題を解決するために実施する事業を支援し、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげることを目的とする。

(補助対象製品)

第3条 この要綱において「補助対象製品」とは、当該製品を活用した事務所の新築・改築時等における省エネ対策により、温室効果ガス排出量(CO₂換算)が、省エネ対策を実施しない場合に比べて一定以上削減できる省エネ・グリーン化製品をいう。
2 補助対象製品は、新たに設置されるものであり、設置前において使用に供されていないものに限る。

(補助事業者)

第4条 この要綱に基づく補助の申請ができる者は、山口県内に主たる事業所を有し、自己所有の事業所(1事業所に限る。)に補助対象製品を設置して、かつ設置に要する経費を自ら負担する民間事業者(中小企業者又は組合)であって、県税の滞納がない者(以下「補助事業者」という。)とする。
2 前項において、中小企業者とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる会社又は個人並びにこれらに準ずる者で知事が特に補助の必要があると認めたものをいい、組合とは、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づいて設立された組合及びその他の法律に基づいて設立された組合であってその構成員の3分の2以上が中小企業者であるものをいう。

(補助対象事業等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業、補助金額及び補助要件は、別表第1に定めるとおりとする。但し、次条に定める補助金交付申請書の提出時において、当該事業を着工している場合は、補助の対象としない。
2 補助対象製品は、別表第2に掲げる補助対象製品が満たすべき基準のいずれかに適合しなければならぬものとする。
3 補助金の交付の対象となる経費は、別表第3に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書(交付申請書:別紙1)
- (2) 補助対象製品の導入によるCO₂削減計画書(交付申請書:別紙2)
- (3) 補助対象製品の工事請負契約書又は見積書の写し
- (4) 補助対象製品の設計書又は仕様書の写し
- (5) 納税証明書(全ての県税について滞納がないことを証するもので、発行後3か月以内の原本)
- (6) その他、知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の申請を行うにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ)を減額して交付申請しなければならない。但し、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかでない場合、または仕入控除額の適用を受けないことが明らかな場合については、この限りではない。

(事業計画変更等に係る承認の申請)

第7条 規則第5条の規定による通知を受けた補助事業者は、事業計画書の内容に次に掲げる変更を加えようとする場合には、あらかじめ、事業計画変更承認申請書(別記様式第2号)に前条第1項各号に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。但し、次に掲げる変更のいずれにも該当しない軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助金の額の変更を伴う事業費の変更又は事業費の20%を超える変更
- (2) 事業の実施場所の変更
- (3) 補助対象製品の主要構造又は主要機能の大幅な変更
- (4) その他計画の内容の大幅な変更

2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、事業が完了したとき(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(別記様式第4号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書及び収支決算書(実績報告書:別紙1)
- (2) 補助対象製品の導入によるCO₂削減実績書(実績報告書:別紙2)
- (3) 補助対象製品の設置状況を示す写真
- (4) 補助対象製品の設置に係る領収書及びその内訳書の写し
- (5) 太陽光発電システムに係る電力事業者との電力需給契約書の写し
- (6) その他、知事が必要と認める書類

- 2 補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明かな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（別記様式第5号）により速やかに知事に報告しなければならない。
- 4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（補助金の請求及び交付）

- 第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金支払請求書（別記様式第6号）を知事に提出するものとする。
- 2 補助金は、精算払により交付する。
 - 3 補助金の交付を受けることができる回数は、同一の事業所につき1回とする。

（手続代行者）

- 第10条 補助事業者は、第6条の補助金交付申請書、第7条の事業計画変更承認申請書及び事業中止（廃止）承認申請書、第8条の事業実績報告書について、補助対象製品を販売する者等に対して、これらの事務の手続を代行させることができる。
- 2 手続代行者は、手続を誠意を持って実施するものとし、手続の代行を通じ、補助事業者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

（財産処分の制限）

- 第11条 補助事業者は、規則第18条の規定に基づき、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分について承認を得ようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（別記様式第7号）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

（事業効果の把握）

- 第12条 補助事業者は、県が事業の実施による温室効果ガスの削減量を把握しようとするとき、県の求めに応じて、これらの情報を県に報告するものとする。

（その他）

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月18日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係)

補助事業名	補 助 事業者	補助対象事業、補助金額及び補助要件
環境やまぐち 省エネ事業所 普及促進事業	民 間 事業者 (中 小 企業者 又 は 組 合)	<p>【補助対象事業】 事業所において補助対象製品（太陽光発電システム及びその他の省エネ・グリーン化製品）を複合的に導入する事業</p> <p>【補助金額】 補助対象経費の 3 分の 1 以内（上限 5 0 0 万円）</p> <p>【補助要件】 太陽光発電システムの導入は必須とし、公称最大出力 1 0 k W 以上とすること その他の省エネ・グリーン化製品は 3 製品以上導入し、導入経費は 3 0 0 万円以上（他の公的補助控除後）であること 補助対象製品のうち 1 製品以上を県産製品とすること 補助対象製品の施工は県内事業者が発注すること</p>

注 1) 補助事業については、事務用途の建築物の省エネ改修が補助対象であり、生産用設備を有する建築物（工場、倉庫、実験施設など）の省エネ改修は補助対象としないこと

注 2) 補助事業については、構造躯体、建築設備に対する施工工事を伴う省エネ改修が補助対象であり、後付けの家電製品（エアコン、冷蔵庫、テレビ、洗濯機など）の交換は補助対象としないこと

注 3) 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる会社又は個人並びにこれらに準ずる者で知事が特に補助の必要があると認めたものをいい、組合とは、中小企業等協同組合法（昭和 2 4 年法律第 1 8 1 号）に基づいて設立された組合及びその他の法律に基づいて設立された組合であってその構成員の 3 分の 2 以上が中小企業者であるものをいうこと

別表第2（第5条関係）

区 分	補助対象製品が満たすべき基準
太陽光発電システム 基 準	太陽光発電普及拡大センター（J - P E C）が「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付規定」において定める補助対象要件に適合する製品に準ずる製品
次世代省エネルギー 基 準	（財）建築環境・省エネルギー機構（I B E C）の「次世代省エネルギー基準適合住宅」の評定を受けた工法に基づく製品又は次世代省エネルギー基準の性能を満たす製品
国庫補助制度基準	<p>国の補助制度の補助対象となる省エネ・グリーン化製品 （例）エコキュート導入補助金、高効率空調機導入支援事業補助金、ガスエンジン給湯器導入促進補助金（エコウィル）、潜熱回収型給湯器導入促進補助金（エコジョーズ、エコフィール）など</p> <p>（注）但し、上記に例示した国庫補助金については、県補助金と重複して受けることはできません。</p>
C O 2 削 減 基 準	当該製品を活用した住宅の新築・改築時等における省エネ対策により、省エネ対策を実施しない場合に比べて、C O 2 削減量が年間0.3 t - C O 2 以上、又はC O 2 削減率が10%以上となること

別表第3（第5条関係）

事業名	補助対象経費			
	経費区分		内 容	
環境やまぐち省エネ事業所普及促進事業	設計費	設計費	設計費	基本設計、実施設計に要する費用
			監理費	工事監理に要する費用
	工事費	本工事費（直接工事費）	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考の上、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。
			労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産省、国土交通省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。
			直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））
		本工事費（間接工事費）	共通仮設費	次の費用をいう。 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 準備、後片付け整地等に要する費用 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 技術管理に要する費用 交通の管理、安全施設に要する費用

		現 場 管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一 般 管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
		付 帯 工事費	本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
		機 械 器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
		測 量 及 び 試験費	事業を行うために直接必要な調査、測費量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
	事務費	事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料及び備品購入費で知事が承認した経費とする。

別記様式第1号

平成 年度山口県地域グリーンニューディール基金事業
(環境やまぐち省エネ事業所普及促進事業)補助金交付申請書

第 号
平成 年 月 日

山口県知事

様

申請者 住 所
氏 名

平成 年度において、山口県地域グリーンニューディール基金事業(環境やまぐち省エネ事業所普及促進事業)補助金の交付を受けたいので、山口県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 添付書類

- (1) 事業計画書及び収支予算書(交付申請書:別紙1)
- (2) 補助対象製品の導入によるCO2削減計画書(交付申請書:別紙2)
- (3) 補助対象製品の工事請負契約書又は見積書の写し
- (4) 補助対象製品の設計書又は仕様書の写し
- (5) 納税証明書(全ての県税について滞納がないことを証するもので、発行後3か月以内の原本)

2 手続代行者(交付要綱第11条の規定に基づく手続代行者)

住 所			
会 社 名		手続代行者	
代表者名		代表者印	
担当者名			
電話番号			
FAX番号			
Eメール			

- 【代行する事務手続】 補助金交付申請書に関すること
事業計画変更承認申請書に関すること
事業中止(廃止)承認申請書に関すること
事業実績報告書に関すること

(交付申請書 : 別紙 1)

事業計画書及び収支予算書

補助事業名		環境やまぐち省エネ事業所普及促進事業			
事業実施場所					
事業実施期間		工事着工予定日 平成 年 月 日			
		工事完了予定日 平成 年 月 日			
補助対象製品	太陽光発電システム	太陽電池モジュール	メーカー名	【所在都道府県名 : 】	
			形式名		
		太陽電池の最大出力	kW 【10kW以上であること】		
		施工事業者名	【所在市町名 : 】		
		所要金額	円 【消費税含む】		
	その他の省エネ・グリーン化製品	製品名			
		メーカー名 【所在都道府県名】	【 】	【 】	【 】
		形式名			
		施工事業者名 【所在市町名】	【 】	【 】	【 】
		所要金額 (消費税含む)	円	円	円
収支予算	支出	所要金額合計	円【消費税含む】		
		+ = A			
	収入	国庫補助金B	円 (補助金名 :)		
		その他補助金C	円 (申請先 :)		
		県補助金	円【千円未満切り捨て】 【(A - B - C)の3分の1以内で、上限500万円】		
自己負担額		円			

補助対象製品の導入によるCO₂削減計画書

平成 年 月 日

山口県知事

様

住 所
企 業 名
代 表 者

印

1 製品概要

製 品 名			
メーカ名	(都道府県名)	型式名	
山口県産省エネ・グリーン化製品届出要領に基づく届出の有無			有(以下は記入不要) 無
別表第2の基準 の該当項目	太陽光発電システム基準 国庫補助制度基準	次世代エネルギー基準 CO ₂ 削減基準(下表を作成)	

2 CO₂削減効果【年間】(CO₂排出量の単位:t-CO₂)

燃料の種類	CO ₂ 排出係数 (A)	従来設備のCO ₂ 排出量		省エネ改修後のCO ₂ 排出量	
		消費量 (B)	排出量 (C = A × B)	消費量 (D)	排出量 (E = A × D)
購入電力	0.555	千kwh	t	千kwh	t
都市ガス	2.080	千m ³	t	千m ³	t
ガソリン	2.322	kl	t	kl	t
灯油	2.489	kl	t	kl	t
軽油	2.619	kl	t	kl	t
A重油	2.710	kl	t	kl	t
C重油	2.982	kl	t	kl	t
LPG	3.000	t	t	t	t
LNG	2.698	t	t	t	t
石炭	2.409	t	t	t	t
その他			t		t
CO ₂ 排出量合計		t-CO ₂		t-CO ₂	
CO ₂ 削減量(A)		X		t-CO ₂	
CO ₂ 削減率(B)				(-) / %	

導入する省エネ・グリーン化製品毎にメーカー又は施工事業者が作成すること
CO₂削減量(A)が年間0.3t-CO₂以上、又はCO₂削減率(B)が
10%以上となることが補助要件であること

CO₂削減量又は削減率を明確に説明できる場合は、この表によらなくても可

別記様式第2号

平成 年度山口県地域グリーンニューデール基金事業
(環境やまぐち省エネ事業所普及促進事業)計画変更承認申請書

第 号
平成 年 月 日

山口県知事

様

申請者 住所
氏名

平成 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定の通知があった山口県地域グリーンニューデール基金事業(環境やまぐち省エネ事業所普及促進事業)について、下記のとおり事業計画を変更したいので、山口県補助金等交付規則第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由及び内容

2 添付書類(事業計画等を変更する場合は、次の書類を修正して提出すること)

- (1) 事業計画書及び収支予算書(交付申請書:別紙1)
- (2) 補助対象製品の導入によるCO2削減計画書(交付申請書:別紙2)
- (3) 補助対象製品の工事請負契約書又は見積書の写し
- (4) 補助対象製品の設計書又は仕様書の写し

別記様式第3号

平成 年度山口県地域グリーンニューディール基金事業
(環境やまぐち省エネ事業所普及促進事業)中止(廃止)承認申請書

第 号
平成 年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所
氏 名

平成 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定の通知があった山口県地域グリーンニューディール基金事業(環境やまぐち省エネ事業所普及促進事業)について、下記のとおり事業を中止(廃止)したいので、山口県補助金等交付規則第8条第1項の規定により申請します。

記

1 中止(廃止)の理由

2 中止(廃止)後の措置

別記様式第4号

平成 年度山口県地域グリーンニューデール基金
(環境やまぐち省エネ事業所普及促進事業)事業実績報告書

第 号
平成 年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所
氏 名

平成 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定の通知があった山口県地域グリーンニューデール基金事業(環境やまぐち省エネ事業所普及促進事業)を完了したので、山口県補助金等交付規則第11条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 添付書類

- (1) 事業実績書及び収支決算書(実績報告書:別紙1)
- (2) 補助対象製品の導入によるCO2削減実績書(実績報告書:別紙2)
- (3) 補助対象製品の設置状況を示す写真
- (4) 補助対象製品の設置に係る領収書及びその内訳書の写し
- (5) 太陽光発電システムに係る電力事業者との電力需給契約書の写し

事業実績書及び収支決算書

補助事業名		環境やまぐち省エネ事業所普及促進事業				
事業実施場所						
事業実施期間		工事着工日 平成 年 月 日				
		工事完了日 平成 年 月 日				
補助対象製品	太陽光発電システム	太陽電池モジュール	メーカー名	【所在都道府県名：】		
			形式名			
		太陽電池の最大出力	kW 【10kW以上であること】			
		施工事業者名	【所在市町名：】			
		所要金額	円 【消費税含む】			
	その他の省エネ・グリーン化製品	製品名				
		メーカー名 【所在都道府県名】	【】	【】	【】	
		形式名				
		施工事業者名 【所在市町名】	【】	【】	【】	
		所要金額 (消費税含む)	円	円	円	円
収支予算	支出	所要金額合計	円【消費税含む】			
		+ = A				
	収入	国庫補助金B	円		(補助金名：)	
		その他補助金C	円		(申請先：)	
		県補助金	円【千円未満切り捨て】 【(A - B - C)の3分の1以内で、上限500万円】			
	自己負担額	円				

補助対象製品の導入によるCO₂削減実績書

平成 年 月 日

山口県知事

様

住 所
企 業 名
代 表 者

印

1 製品概要

製 品 名			
メーカ名	(都道府県名)	型式名	
山口県産省エネ・グリーン化製品届出要領に基づく届出の有無			有(以下は記入不要) 無
別表第2の基準 の該当項目	太陽光発電システム基準 国庫補助制度基準	次世代エネルギー基準 CO ₂ 削減基準(下表を作成)	

2 CO₂削減効果【年間】(CO₂排出量の単位：t-CO₂)

燃料の種類	CO ₂ 排出係数 (A)	従来設備のCO ₂ 排出量		省エネ改修後のCO ₂ 排出量	
		消費量 (B)	排出量 (C = A × B)	消費量 (D)	排出量 (E = A × D)
購入電力	0.555	千kwh	t	千kwh	t
都市ガス	2.080	千m ³	t	千m ³	t
ガソリン	2.322	kl	t	kl	t
灯油	2.489	kl	t	kl	t
軽油	2.619	kl	t	kl	t
A重油	2.710	kl	t	kl	t
C重油	2.982	kl	t	kl	t
LPG	3.000	t	t	t	t
LNG	2.698	t	t	t	t
石炭	2.409	t	t	t	t
その他			t		t
CO ₂ 排出量合計		t-CO ₂		t-CO ₂	
CO ₂ 削減量(A)		X		t-CO ₂	
CO ₂ 削減率(B)				(-) / %	

導入する省エネ・グリーン化製品毎にメーカー又は施工事業者が作成すること
CO₂削減量(A)が年間0.3t-CO₂以上、又はCO₂削減率(B)が10%以上となることが補助要件であること

CO₂削減量又は削減率を明確に説明できる場合は、この表によらなくても可

別記様式第5号

平成 年度山口県地域グリーンニューディール基金事業補助金
(環境やまぐち省エネ事業所普及促進事業)消費税仕入控除税額報告書

第 号
平成 年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所
氏 名

平成 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定の通知があった山口県地域グリーンニューディール基金事業(環境やまぐち省エネ事業所普及促進事業)に係る消費税仕入控除税額について、下記のとおり、山口県地域グリーンニューディール基金事業補助金(環境やまぐち省エネ事業所普及促進事業)交付要綱第8条第3項の規定により報告します。

記

- | | | |
|---------------------------|------|--------|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告の有無(どちらかを選択) | 有 | ・ 無 |
| (2で「無」を選択の場合は以下不要) | | |
| 3 仕入控除税額の計算方法(どちらかを選択) | 一般課税 | ・ 簡易課税 |
| (3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要) | | |
| 4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 6 補助金返還相当額(5から4の額を差し引いた額) | 金 | 円 |

別紙として積算の内訳を添付すること。

補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

別記様式第6号

平成 年度山口県地域グリーンニューディール基金事業
 (環境やまぐち省エネ事業所普及促進事業)補助金支払請求書

第 号
 平成 年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所
 氏 名

平成 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定の通知があつた山口県地域グリーンニューディール基金事業(環境やまぐち省エネ事業所普及促進事業)について、下記のとおり補助金の支払を受けたいので、山口県地域グリーンニューディール基金事業補助金(環境やまぐち省エネ事業所普及促進事業)交付要綱第9条第1項の規定により請求します。

記

請求金額 金 円

支 払 方 法	精 算 払
交 付 決 定 額	円
確 定 額	円
既 交 付 額	円
今 回 請 求 額	円
差 引 残 額	円

振 込 先

振 込 銀 行	銀行		支店
口 座 区 分	1 普通預金 2 当座預金	口座番号	
口 座 名 義 (フリガナ)			

別記様式第7号

山口県地域グリーンニューディール基金事業（環境やまぐち
省エネ事業所普及促進事業）補助金財産処分承認申請書

平成 年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所
氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定の通知があつた山口県地域グリーンニューディール基金事業（環境やまぐち省エネ事業所普及促進事業）について、下記のとおり財産を処分したいので、山口県補助金等交付規則第18条第1項の規定により財産処分の承認を申請します。

記

1 財産処分の方法

売却 譲渡 交換 貸与 担保 廃棄
その他（具体的に記入： ）

2 財産処分の時期

平成 年 月 日から（平成 年 月 日まで）

3 財産処分の理由

4 財産処分により収益があつた場合の金額